

議案第102号

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のとおり制定する。

平成27年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第  
27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「又は長屋」を「、長屋又は老人ホーム、福祉ホーム  
その他これらに類するもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、建築基準法（昭和25年法律第201号）  
第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第1  
8条第2項に規定する計画の通知を行ったもの、都市計画法（昭和43年法  
律第100号）第29条第1項に規定する許可の申請を行ったもの、川崎市  
建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29

号) 第17条第1項に規定する説明報告書の提出を行ったもの、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第11条又は第19条の規定による公告を行ったものその他川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例附則第2項に規定する規則で定めるものに係る斜面地対象行為(同条例第2条第2項第2号に規定する斜面地対象行為をいう。以下同じ。)

(この条例による改正後の川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例第2条第2項第1号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物であつて、同号の斜面地建築物に該当するものに係る斜面地対象行為に限る。)については、同条例第4条から第12条までの規定は適用しない。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

老人ホーム等の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有する等の要件を満たすものを斜面地建築物に加えるため、この条例を制定するものである。